平成２８年（フ）第１３４号
沖縄県浦添市城間４丁目34番17号　奥浜アパートＢ　２－２号室
債務者　国吉　恵子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２２号
茨城県神栖市深芝南３－６－３ヴェルドミール神栖105、住民票上の住所茨城県神栖市田畑426番地14
債務者　大堀　　豊
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第４２号
茨城県神栖市知手5060番地10
債務者　横田　孝子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１３１号
千葉県八街市朝日29番地９
債務者　栗谷川　健
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４５号
青森県むつ市大字田名部字高田55―67、住民票上の住所青森県むつ市金曲１丁目１番14号川村借家
債務者　宮下　麻衣
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
青森市南佃２丁目13番20号　パンプェール南佃Ｂ―205
債務者　浅利　真弓
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
山口市吉敷下東３丁目４番７―404号　リアライズⅢ、前住所山口市赤妻町９番４―405号
債務者　喜代永浩一
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２６号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―27―207
債務者　桑野　彰子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３２号
東京都八王子市長房町719番地都営長房北アパート73―301
債務者　磯川　泰平
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５５号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免795番地11、前住所長崎県大村市杭出津３丁目563番地１
債務者　尾上永一郎
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
長崎県佐世保市黒髪町12番１号、前住所福岡県福岡市早良区百道２丁目16番334号
債務者　岳邊　撤也
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
長崎県佐世保市藤原町16番２号、前住所長崎県佐世保市白木町177番地７　田口アパート１号
債務者　古川佳保子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３９７号
東京都小金井市本町２丁目19番８号コーポ原105
債務者　木村　　章
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８０号
釧路市春採７丁目25番11号
債務者　田村　恭也
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１２１号
横浜市磯子区森３丁目21番19号　サンハイツ201号
債務者　鶴岡　忠和
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部